

特集:新しい空き家の利活用 地域とつながる "母子シェアハウス"



藤沢市内にある利用目的の定まっていない空き家は、総務省の「平成30年住宅・土地統計調査」によると5000戸以上あるとされています。そういった空き家の新しい利活用の形として、地域コミュニティの活性化にも繋がる"母子シェアハウス"が今年8月高倉にオープンします。7月4日(日)に藤沢市住宅政策課が実施した「空き家利活用セミナー」においても、民間住宅の利活用事例として紹介されたこの取り組み。事業を展開する「特定非営利活動法人すまいる(以下すまいる)」代表の福田徹(ふくだとおる)さんにお話を伺いました。

福田さんは、「空き家の課題解決をして同時に社会課題解決に 寄与できたら」という想いから、空き家利活用の母子シェアハウス設立運営事業に取り組み始めました。

「これまで空き家の利活用が進まなかった理由としてあげられることは、オーナーさんとの関係性などで条件がまとまらない、例えば家賃が高い、用途変更が出る使い方がその物件ではできない、近隣問題といった実情があります」と福田さんは話します。

(つづく)



■ 特集: 新しい空き家の利活用 地域とつながる "母子シェアハウス"

福田さんは「すまいる」を立ち上げたばかりの8年前に、NPO法人全国ひとり親居住支援機構による母子シェアハウスの取り組みを知りました。同団体はシングルマザー向け住居のポータルサイト運営など、ひとり親家庭が安心して暮らせる住環境を増やすことを目的としており、その一つの手段として母子シェアハウスも運営しています。

そもそも母子シェアハウスとはどういうものか、福田さんによると「離婚等をきっかけに仕事や家がない女性が子供と一緒に、それまで住んでいた自宅を出て自立するためのセーフティネット住宅ですが、現状では仕事に就いていない子供連れの女性が不動産会社で物件を借りることが難しいです。仕事をしていることを入居の条件とするのではなく、お子さんの年齢や人数など、母子シェアハウスならではのルールに合わせた入居条件があり、仕事に就いていなくても入居可能な場合が多いです」とのことです。

「すまいる」では母子シェアハウスから、地域コミュニティの活性化へも考えを広げた運営の準備を始めています。今年4月から母子シェアハウスがセーフティネット住宅として認められるようになったことや、国土交通省の補助金を追い風として、新しい空き家の利活用の事例のひとつとすることを目指しています。





今年8月にオープンする母子シェアハウスは、"地域と母子を繋げる"をコンセプトにしています。共有リビングは地域へ開放し、子ども食堂の運営や長期休み中に子どもたちの勉強をサポートする寺子屋の運営を計画しています。また別の空き家の利活用として、働くお母さんが子連れで使えるコワーキングスペースの設立も進めています。

福田さんは不動産会社の経営者としても数年前から空き家利活用に取り組み、藤沢市空家等対策協議会のメンバーとして活動されています。しかし、この協議会でできることには限界があるため、民間ベースである(一社)全国空き家アドバイザー協議会の藤沢支部設立に動き出したそうです。「藤沢市、民間団体等、自治会が連携し、空き家発生の抑制から地域に関わり、空き家として放置されないよう一般流通に戻す対応を行いながら、他方で空き家になってしまった場合は、その利活用を考えるという仕組みが必要です」と話します。

今回、空き家を利活用した母子シェアハウスを課題解決のための連携の好事例としてもご紹介しました。空き家を抱えている方や物件をお探しの団体がいらっしゃいましたら、藤沢市の住宅政策課や(一社)全国空き家アドバイザー協議会藤沢支部にご相談してみてはいかがでしょうか。

(取材と記事作成:五十嵐)

(N) すまいる

設立:2012年10月 問合せ:くらす(株)内すまいる事務局 〒251-0037 藤沢市鵠沼海岸3-5-5-2F ☎0466-35-1150 図smile.info@shonanstyle.com HP:https://minnano-smile.asia/



団体紹介

人は、人や自然とのつながりの中で成長 し、喜びを感じるものです。私たちは、「すまい る」が溢れる社会のために活動しています。

具体的には、コミュニティ住宅への入居についての支援に関する事業、衣食住等の日常生活についての相談・支援に関する事業を行い、また広く一般市民に対して、地域住民同士の交流会・イベントの企画・開催に関する事業、農産物生産者と消費者との交流会・イベントの企画・開催に関する事業、伝統・文化の振興を目的とした各種文化教室の企画・運営に関する事業を行っています。

私たちの理念は、世界中の人々を笑顔に変えること。そのためには、人と人が助け合う社会、大地に学び、地球に感謝する心、そして、昔ながらの近所づきあいや地域コミュニティを取り戻すことが必要です。



イベント・講座の前置きは大事!

NPO TIPS

コロナ禍の影響もあり、NPO でもオンライ ンイベントや講座を実施する団体が増えてき ました。市民活動支援施設でもこの1年ほど、 録画や本館・分館の同時実施、海外の NPO とつなぐなど、イベントや講座でとによりよ いやり方を試行錯誤してきました。

オフラインのイベントでも写真の撮影許 可等について最初に聞くのですが、オンラ イン講座やイベントで、主に肖像権に関連 して注意すべき事柄をお伝えします。

①撮影・録画

オンライン、オフラインであるかを問わ ず、イベント等の実施報告の写真掲載や動 画公開に際しては、参加者の肖像権に配慮 する必要があります。被写体の許可がなけ れば撮影そのものをしてはならないため、 基本的には事前に許可を得ます。チラシや 参加案内へ掲載するか、イベント当日の声 掛けが一般的です。

当日お声掛けする場合、司会など、主催 者側から直接許可を求める形になります。 イベント進行の都合などでその場で確認が 難しい場合、メール等で後からでもお願い します。その場合は3日後までなど、回答 期限を設定することをお勧めします。

Zoom などでは録画マークが出ています が、改めて主催側の確認が必要です。

②掲載媒体 (使用目的)

動画や写真を何に使うかも、予め被写体 に確認しなければなりません。団体のウェ ブサイト上のみでも、youtube や SNS に掲 載する場合も、撮影・録画と併せて許可を 頂きます。参加者が自身のSNSにアップロー ドする可能性もありますので、撮影 NG の方 がいたらその点にも配慮しましょう。

成果報告にのみ使われるのか、広報に使

われるかを決める権利は、基本的には被写 体が有します。参加者だけでなく、当日来 られなかった人に講座・イベント等の趣旨 や想いを伝えるためにも、きっちり押さえ ておきたい部分です。

団体の目的や活動内容に共感したり、評 価して参加される方だからこそ、相手の権 利に対してできる限りの配慮をしていきた いものです。

やることはほんの少しの気遣いですが、 団体の信頼性にも関わります。

忘れずに事前の告知や お声掛けをしていきま しょう。困ったら、支援 施設へのご相談や、アド バイザー相談でも承ります。 (サ)



特定非営利活動促進法(NPO法)が一部改正されました



設立認証時

申請書類の

縦覧期間力

NPO法は2016年の改正法に規定された見直し条項(施 行から3年)と各地の関係団体からの意見や要望に基づ き、NPO法の一部が改正され、2020年12月2日に「特定非 営利活動促進法の一部を改正する法律(令和二年法律第 七十二号)」が成立し、2021年6月9日に施行されました。 ただし、(1)の縦覧期間の短縮等の規定は、2021年6月9 日以後に認証の申請があった場合について適用されま す。また、(3)の認定NPO法人等の提出書類の削減の規定 は、2021年6月9日以後に開始する事業年度において提出 すべき書類について適用されます。

今回の改正の概要は以下の通りです。

- (1)設立の迅速化 【縦覧期間の短縮】
- ・設立認証の申請の必要書類の縦覧期間を、「1月間」か ら「2週間」に短縮する。
- ・所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用等 により公表する。
- ・申請書や添付書類に不備がある場合の補正期間を、「2 週間」から「1週間」に短縮する。
- (2)個人情報保護の強化【住所等の公表等の対象からの 除外】

以下について、個人の住所・居所についての記載の部分を除く。 ・設立認証の申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧さ せる「役員名簿」

・請求があった場合に NPO法人 (認定・特例認定) が閲覧 させる「役員名簿」・「社員名簿」

- ・請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名 簿」・「計員名簿」
- (3)事務負担の軽減 【NPO法人(認定・特例認定)の提 出書類の削減】
- ・「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容 に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出 を不要とする。
- •「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出さ れているものから内容に変更がない場合には、毎事業年 度の提出は不要とする。
- (4)その他
- ・NPO法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規 定を設ける。
- ・その他所要の規定の整備を行う。

今回の法改正に関する詳細については、内閣府ホーム ページをご覧ください。(て)

https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei





ごあんない

イベント 日時

■条例指定NPO法人募集	7月12日(月) ~	8月10日(火)
■マネジメント講座「ココからはじめるNPOの資金のはなし」	8月22日(日)・29日(日)	13:30~15:30
■ITサポート講座「ステップアップ!エクセル講座」	8月23日(月)・30日(月)	13:30~16:00



支援施設からのお知らせ

■条例指定 NPO 法人募集

市では、市内で活動する NPO 法人を支援する仕組みとして、個人市民 税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人を条例 で指定する制度を実施しており、条例指定の対象となる NPO 法人の申 出を受け付けます。詳細は、「指定申し出の手引き」をご覧ください。

【申出期間】2021年7月12日(月)~8月10日(火) 申出期間中、事前相談を受け付けます。市民自治推進課(電話 0466-50-3516) へ事前に相談希望日時などをご連絡ください。

【条例指定の要件】

- ・藤沢市内で活動していること
- ・神奈川県内に主たる事務所を有する NPO 法人であること
- ・申出日時点で設立後1年を超えていること

その他、「指定申出の手引き」記載の要件を満たす NPO 法人

【指定申出の手引き】

市民自治推進課、市民活動推進センター、市民活動プラザむつあ いで配布します。

市ホームページからダウンロードもできます。

【申出書類】

市ホームページからダウンロードして作成してください。 http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/kurashi/shimin/npo/shitesedo.html



■マネジメント講座「ココからはじめる NPO の資金のはなし」

活動資金にお悩みのある団体の皆さまへ。本講座では、資金調達の計 画を練る前に、組織ごと事業ごとの資金調達の方法、助成金の申請書 の書き方や寄付をいただくための広報の仕方などを学べるオンライン 講座です。相談もお受けいたします。

日時: ①2021年8月22日(日)13:30~15:30 ②2021年8月29日(日)13:30~15:30

会場:オンライン

講師: 手塚 明美 氏(認定 NPO 法人 藤沢市民活動推進機構 理事長)

料金:2回で2500円(テキスト代含む)

内容:組織や事業に向いた資金調達の方法助成金の申請書の書き方

寄付を募るための広報等

対象:NPO、ボランティア団体で活動している方

問合・申込:市民活動推進センター

■IT サポート講座「ステップアップ!エクセル講座」

2回の連続講座です。「集計表」などの表計算の基本から、会員名簿に おけるデータ整理といった中級スキルまで習得できます! 第1回が初級編、第2回が中級編となります。

日時:①2021年8月23日(月)13:30~16:00 ②2021年8月30日(月)13:30~16:00

会場:市民活動推進センター 会議室 A

講師:市民活動支援施設サポートクラブ IT サポーター

料金:2回で2500円(テキスト代含む)

対象:NPO・市民活動・地域活動に関わっている 方で、エクセルを習得したい方、パソコン で文字入力が出来る方

問合・申込:市民活動推進センター



発行: 藤沢市市民活動支援施設 本館:市民活動推進センター

開館時間9:00~22:00 火曜休館

7251-0052

神奈川県藤沢市藤沢 1031 GRAFARE FUJISAWA 2F

※ビル名が変更になりました

TEL: 0466-54-4510 FAX: 0466-54-4516

Eメール: f-npoc@shonanfujisawa.com



分館: 市民活動プラザむつあい 開館時間9:00~19:00 月曜休館

T252-0813

神奈川県藤沢市亀井野 4-8-1 六会市民センター2階

TEL&FAX: 0466-81-0222

Eメール: f-npoplaza@shonanfujisawa.com

URL: http://plaza6i.f-npon.jp/



編集:認定 NPO 法人 藤沢市民活動推進機構 (藤沢市市民活動支援施設 指定管理団体)

※ この情報誌は、サポートクラブのメンバーのご協力により、皆さまのお手元に届いております♪ サポーターも随時募集中です!